

スタンプラリー開催中！～豪華景品が当たります

問 総務課総務係（市役所 2 階 ☎23-3331 内線 245）

市制施行40周年記念事業として、7月31日(火)までスタンプラリーを開催しています。

専用のスタンプ用紙に、開拓記念館やカルチャーセンターなど市内の施設12カ所のうち、8カ所以上のスタンプとそこにあるクイズの答えを集め、そのスタンプ用紙を抽選券に交換すると、伊達武者まつりの「おまつり広場ステージ」で開催される抽選会（8月5日(日)）に参加できます。

専用のスタンプ用紙は、スタンプ設置施設に備え付けてあるほか、市ホームページからダウンロードして印刷することもできます。



12カ所の施設のひとつ「市総合体育館」

抽選券への交換

交換日時

8月4日(土) 午前11時～午後4時

8月5日(日) 午前10時～正午

交換場所

おまつり広場内特設テント

スタンプ設置施設（用紙の備え付けあり）

開拓記念館、カルチャーセンター、宮尾登美子文学記念館、総合体育館、黎明観、観光物産館、有珠善光寺、まなびの里、北黄金貝塚、噴火湾文化研究所、大滝総合支所、消防防災センター

抽選会景品（変更の場合あり）

薄型テレビ、デジタルビデオカメラ、任天堂3DS、お米（10kg）、伊達の地場産品詰め合わせ、サッポロビール



国民年金のお知らせ

問 市民課市民係（市役所 1 階 ②番窓口 ☎23-3331 内線 289）

国民年金の免除申請の受け付けについて

国民年金保険料の免除制度は、経済的な理由で保険料を納めることが難しい方が年金の受給資格などを確保する上で、たいへん有効な制度です。

毎年7月から翌年6月までが免除の対象期間になっていて、1年ごとに申請が必要です。

「平成23年7月～平成24年6月」までの免除申請の受け付けは7月31日(火)までですので、早めに申請してください。

また「平成24年7月～平成25年6月」までの免除申請は、今年7月1日から受付開始です。

国民年金の未納・滞納がある方は、ぜひ一度市役所にご相談ください。

付加年金をプラスして受給金額を増額しませんか

国民年金保険料を未納・滞納なくきちんと納めている方は、優遇制度の「付加年金」に加入することができます。

国民年金の定額保険料に月額400円の付加年金保険料を納めることで、

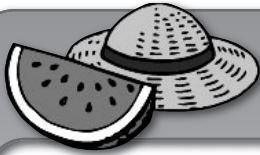
「200円×付加保険料納付月数分」

が将来の基礎年金に上乗せされます。

60歳以上の任意加入の方も加入できます。（国民年金基金加入者は除きます）

将来の受給年金の増額を目指して付加年金に加入しませんか。





夏休みのきまり～きまりを守って楽しい夏休みに～

問 青少年指導センター（第2庁舎 ☎23-3331 内線 511）

交通事故などにあわないように、交通ルールを守って楽しい夏休みにしましょう。
事故にあった場合は、必ず先生か学校に連絡をしましょう。

小学生・中学生

- 外出時間を守る
（小学生 午後6時まで、中学生 午後6時30分まで）
- 子ども会や自治会の行事にすすんで参加する
- 飲食店・ゲームセンター・映画館・ボーリング場・カラオケボックス・インターネットカフェ・マンガ喫茶へは必ず保護者と一緒に（学校によって、保護者同伴でもゲームセンターへの出入りは禁止）
- 海水浴は、必ず決められた海水浴場で。ひとりで行かない（小学生は保護者と一緒に）

小学生

- 自転車は原則として校区内で乗る
- 釣りは保護者同伴・それに準ずる成人と一緒に
- 遊泳時間は、午前10時～午後4時まで
- ラジオ体操にはすすんで参加する

保護者の方へ

保護者には、深夜（午後11時～翌午前4時）は青少年を外出させないようにする義務が法律で定められています。カラオケボックスやゲームセンターは、青少年の深夜入場が禁止されていますので、ご家族で外出する時は、午後11時には帰宅するようにしてください。

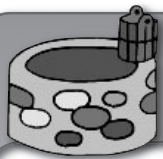
中学生

- 服装や言葉遣いは、中学生らしく
- キャンプやサイクリングは、保護者同伴・それに準ずる成人と一緒に。事前に学校へ届け出を
- アルバイトは、保護者の承諾を得て学校長の許可をもらう
- 中学生だけの夜釣り、船釣りは禁止

高校生

- 生徒手帳を携帯し記載されている注意を守る
- 夜間外出は午後10時まで。不必要な外出は慎む
- アルバイトは、学校長の許可をもらう
- 水泳は無謀行為は避け、禁止の魚介類は採らない

※各学校から配付されるきまりなどを必ず確認しましょう



飲用井戸水の簡易水質検査を実施します

問 農務課（第2庁舎 ☎23-3331 内線 524）
環境衛生課（第2庁舎 ☎23-3331 内線 542）
大滝総合支所地域振興課（☎68-6111）

市では、飲用井戸水の安全確認のため、平成14年度から硝酸性窒素および亜硝酸性窒素についての検査を行っています。今年度も飲用井戸水の簡易水質検査を実施しますので、お申し込みください。

検査対象井戸水 市内全域の飲用井戸水
（平成14年度から一度も検査を受けていない世帯）

検査機関 市農務課

検査料 無料

井戸水の提出方法

よく洗った500ml入り飲料水（ミネラルウォーターなどが望ましい。ジュース類は不可）のペットボトルなどに井戸水を採り、市役所第2庁舎の農務課、大滝総合支所地域振興課へお持ちください。

簡易検査受付期間

7月2日（月）～7月13日（金）※土、日曜日を除く
午前8時45分～午後5時（大滝区は午前中）
※結果は、後日連絡します

簡易検査の結果、水道法で定める水質基準（10ppm）を超える疑いのある飲用井戸水は、精密検査を行う予定です。

